

泉南市教育委員会会議 令和8年第4回定例会会議録

(1) 日時・場所

令和8年4月16日(木)

午後4時00分 開会 午後5時04分 閉会

泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

(2) 教育委員会出席者

上中 和則	教育長
湊 久晶	教育委員会委員(教育長職務代理者)
飯沼 治美	教育委員会委員
辻野 治重	教育委員会委員
渡邊 香代	教育委員会委員

(3) 事務局出席者の職氏名

桐岡 秀明	教育部長
三野 薫	教育部参与兼指導課長
西山 徹	教育総務課長
大植 睦子	教育総務課参事(学校給食センター所長)
辻 康治	生涯学習課長
森 大輔	生涯学習課参事(人権・スポーツ担当)
前中 佑介	生涯学習課参事(青少年センター担当)
松本 剛	生涯学習課主幹(青少年センター館長)
上柴 忠孝	文化振興課長
石田 剛王	学力向上対策室長兼指導課参事(指導担当)
大西 雄一朗	指導課参事(指導担当)兼学力向上対策室参事
野々瀬 祐次	人権国際教育課長
小林 克子	教育サービス課長兼教育サービス係長

(4) 休憩・遅刻等について

(5) 会議録署名者の氏名

上中 和則
渡邊 香代

泉南市教育委員会会議 令和8年第4回定例会 議事日程

令和8年4月16日(木) 午後4時00分 開会

泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

日程番号	議案等の番号	件名
日程第1		開 会 会議録の承認
日程第2		会議録署名者の指名
日程第3	報告第1号	教育長報告
日程第4	報告第2号	事務局報告 (1) 令和8年度泉南市教育委員会事務局の体制について (2) 泉南市学校給食無償化関連補助金交付要綱の制定について (3) 泉南市学校給食充実化支援補助金交付要綱の制定について (4) 泉南市立小学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱の制定について (5) 放棄した債権の報告について
日程第5	議案第1号	泉南市立学校給食センター設置条例を廃止する条例について
日程第6	議案第2号	泉南市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
日程第7	議案第3号	泉南市立学校給食センター運営委員会規則を廃止する規則について
日程第8	議案第4号	泉南市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について
日程第9	議案第5号	泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について
日程第10		その他 ・令和8年度泉南市教育委員会関連行事等の日程予定について

午後4時00分開会

○上中教育長 定刻になりましたので、ただいまから泉南市教育委員会会議令和8年第4回定例会を開催いたします。

出席者が過半数であり、定足数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録の承認についてお諮りいたします。

泉南市教育委員会会議令和8年第3回定例会会議録はすでに案として委員の皆様へ配付し、御確認をいただいておりますので、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○上中教育長 全員異議なしと認めます。

よって、泉南市教育委員会会議令和8年第3回定例会会議録は承認することに決定いたしました。

次に日程第2、会議録署名者の指名を行います。

本日の会議録署名者は、泉南市教育委員会会議規則第13条により、教育長のほかに、教育長において、渡邊委員を指名いたします。よろしくお願いします。

次に日程第3、報告第1号、教育長報告を議題といたします。

(報告開始)

○上中教育長 見ていただきながら報告させていただきます。

右上の写真は、泉南市樽井にある不動産会社、株式会社アイランドホーム様からバスケットボール国際公認球を市内中学校に男女それぞれ1球、各校2球ずつ御寄附いただきました。それから小学校、中学校の入学式、幼稚園の入園式がありました。

そして、3月22日に一丘中学校の春コンサートがありました。一丘中学校の伝統あるブラスバンド部だけあってOB、OGの方々も交

じって一緒に演奏するという場面がありました。写真の左側に写っているのは、ドリル演奏ということで楽器を持って舞台の上や、舞台を降りて後ろまで歩いていくというような演奏を、OBの方々としている様子です。一丘中学校のブラスバンド部は、土日の大会出場も多いようで、年間出場が16回ほどありました。部活動地域展開という話もあるのですが、大会への出場などを含め、土日の活動をどうするかという話をしていけないといけないなと思いました。

次は、3月29日に泉南市ジュニア合唱団第4回演奏会がありました。泉南市ジュニア合唱団の子どもたち、そして4月から大学生になるという青年たちも混じってのコンサートでした。第25回大阪ヴォーカルアンサンブルコンテストにおいて、青少年の部で金賞を受賞し、市長に表敬訪問したと聞いています。この日は歌うだけではなく、歌劇「ヴェニス商人」を披露してくださり、面白かったです。

次は、辞令交付式についてです。退職は3月31日でしたが、4月1日に辞令交付式がありました。市内の小中学校へほかの市町村から5名、新規採用者はかなり多く小学校12名、中学校9名の合計21名です。幼稚園には2名の新規採用者がありました。辞令交付式の写真を撮っておけばよかったなと思いました。写真がないので紹介できず残念です。来年写真を撮りたいと思います。

次の写真は、着任式、離任式の様子です。4月8日に交通指導の後に西信達小学校へ見に行ってきました。始業式の前に着任式というのがありまして、右側の写真で舞台に並んでいるのは、着任された先生です。順番に子どもたちにどこから来ましたというようなお話を1人ずつしてくださいました。左側の写真は見にくいですが、去っていかれた先生のビデオメッセージを子どもたちに見せてくれました。昔は離任式というのがあって、着任式とは別の日に去っていかれた先生が着任式のように前に並んで子どもたちにメッセージを送って、最後子ど

もたちから花束を贈呈してということがありましたが、コロナ禍から授業時数の確保ということもあり、現在は動画でメッセージを送るようになっております。次に対面式というのがありました。着任式ではまだ1年生は体育館に入っておらず着任式、離任式が終わった後に1年生が体育館の後ろから入場しました。拍手をもらいながら壇上に並び、児童会の代表から入学おめでとうと言葉を贈りました。これで1年生から6年生まで全員そろった段階で担任発表があり、盛り上がりました。1年生の担任は決まっていますので、各学年学級担任順番に発表していました。児童からは歓喜の声などいろいろな声が聞こえてきました。この後に、始業式が始まりました。

最後に、教育を考えるためのデータ紹介です。前回に続いて今回もいじめについて、御紹介したいと思います。ここで問題です。A先生が移動教室に向かう子どもたちと廊下ですれ違った。一人の男の子が、前の男の子の背中をついたり、足を蹴とばしたりしながら、笑っている。その時、見かけた先生はどんな態度をとればいいでしょうか。1番目、そんなことしたら駄目でしょうと注意して後でその子たち、被害を受けていた子、加害をした子に話を聞く。2番目は、笑いながらふざけないでさっさと移動しなさいと声をかける。3番目は、何も言わずに目をそらす。ということで、さて、どれが正解だと思いますか。ここがいじめのポイントになるところだと思うので、きちんと押さえておかないといけないのですが、正解は1番です。いじめは悪いこと、善悪の判断があるということと、アウト、セーフの判断があるということです。私たち大人も車が全然見えない何にも走っていない赤信号は、渡っていいのか、渡ってはいけないのか、いろいろな判断をしています。子どもたちに今のように注意しないで放っておくと、先生は認めていると間違った学習をしてしまいます。次に、それがどんどんエスカレートしていくということがあります。そのため、

学校で一つ一ついろいろな場面があるので、先生が共通理解をしながら、どのように押さえていくのかということが大事なポイントでこのグラフを見てください。これは同じいじめでも認知件数と被害者意識がずれていることを表しています。左側は、問題行動調査の認知件数をグラフ化したもので、「冷やかし・からかい」は右のグラフと左のグラフはほぼ同じです。次の「仲間外れ」では認知件数が少なく、子どもの被害経験というの多く、認知と被害がずれています。そのため、子どもは仲間外れにされていると思ったことがあっても認知されていないというケースがあるかもしれないということです。このようなこともあり、いじめというのは難しいなと考えています。私は、今いろいろな本を読んでいるのですが、最近知った事実として、2018年に総務省からいじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告が出ております。皆さんにお配りした資料を見ていきますと、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。背景等の3つ目、平成28年度のいじめ認知件数は32万3,000件で過去最多、児童生徒数当たりの認知件数は都道府県間で約19倍の差があります。都道府県の差について、総務省として重く捉え、文部科学省と法務省に勧告を出しております。法律が施行されていますが、きちんと理解・浸透していないのではないのかということで調査がありました。1枚目スライドを赤で囲んだ部分です。2いじめの正確な認知の推進ということで、学校において、法のいじめの定義を限定して解釈しているということで、いじめの認知の判断基準について、定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、限定して解釈する例があったとあります。1対1ではなく複数で一人の子をいじめているかどうかというのが昔のいじめの定義にはありましたが、現在は集団性という定義がなくなっています。実は学校の中で、なくなっているはずの定義が残っているのではないかということです。先生方の中だけ

でなく、私自身もそういうところがまだあるのかなと思っています。冷やかし・からかい等」から重大事態が発生しているものが一番多いとあります。これはアンケート調査をしたのではなく都道府県や市町村におけるいじめの調査報告書を集めて調べた結果、このようなデータが出てきているということです。「冷やかし・からかい等」ということから重大事態まで発生してしまっています。さきほどの小さいうちだったら止められるが、いじめはエスカレートしていく、だからいじめの根絶というのは多分不可能だという大学の先生もいらっしゃいます。ただ、止めることはできるので、私は止めることが大事だと思っています。右側に移りまして、赤い囲みです。いじめの認知等37事案(56%)、これも先ほどと同じようなことで、教職員が、いじめの定義を平成18年以前の「継続的、一方的、深刻」という文言が入ったものと思い込み、いじめと認識をしていなかった。この程度は悪ふざけやじゃれ合いで問題ない。また、本人が「大丈夫」と言えばいじめではないという認識子どもは大丈夫と言ってしまいます。これもストレートに大丈夫と受け取ってしまうと、そこで終わってしまい、いじめが潜在化してしまいます。そして、どんどんエスカレートすることがあるため、何とか食い止めてあげないと再発防止にはつながらないだろうと思います。またいじめ問題等を考えていくときに、今のことも頭に置いといていただけたらと思います。3ページからは、学校だけではなく、関係機関などを調査したものでございます。

私からは、以上でございます。

(報告終了)

○上中教育長 ただいまの報告に対して御質問、御意見等ございませんでしょうか。また、この資料を時間があつたら読んでいただけたらと思います。

御質問等ないようですので、以上で、本報告を終了いたします。

次に日程第4、報告第2号、事務局報告を議題といたします。令和8年度泉南市教育委員会事務局の体制について桐岡教育部長よろしくをお願いします。

○桐岡教育部長 それでは、報告第2号、事務局報告(1)といたしまして、令和8年度泉南市教育委員会事務局の体制について、報告させていただきます。

資料は、令和8年度泉南市教育委員会事務局の体制についてということで人事異動(令和8年4月1日付)を御覧ください。

本資料につきましては、令和8年4月1日付の教育委員会事務局におけます人事異動、つまり転入、部内異動、転出を掲載しているものでございます。今回は一覧表中、管理職について報告させていただきます。

まず1ページ目、1段目、部長級として1名の異動がございました。部内異動として三野教育部参与が指導課長を兼務することとなりました。

2段目、課長級として3名の異動がございました。転入といたしまして、まず上柴前総務部契約検査課長が教育部文化振興課長として、次に、野田前泉南市一丘中学校教諭が教育部指導課参事(指導担当)として、大西前泉南市樽井小学校教諭が教育部指導課参事(指導担当)兼学力向上対策室参事として転入をいたしております。

そして4ページには、3月31日付で退職した方を掲載しております。管理職につきましては次長級といたしまして、赤野教育部次長兼指導課長、そして課長級として石橋教育部文化振興課長が退職されております。

また当ページの最下段におきましては、指導主事として伊藤前教育部指導課参事(指導担当)が泉南市鳴滝小学校教頭、そして阪上前教育部指導課参事(指導担当)が大阪府教育庁へ異動となっております。

以上が教育委員会事務局の主な管理職の異

動となります。

続いて5ページには、このたびの人事異動を反映しました令和8年度の教育委員会事務局の職員配置図を掲載しております。青の網かけ部分が異動のあった職員となります。

全体としまして事務局は、令和7年度から4名増えて89名となりました。事務局を含めた幼稚園、小中学校職員の総数につきましては、令和7年度から3名増えて138名となっております。新規採用者を含めて職員の異動について、改めて御確認ください。

それでは、年度初めということで、初めての方もいらっしゃると思いますので、まずは本日出席しております管理職含めて全員自己紹介をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(事務局職員自己紹介)

○**桐岡教育部長** 以上が、泉南市教育委員会事務局の体制となります。本年度につきましても、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、報告第2号、事務局報告(1)を終了させていただきます。

○**上中教育長** ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

ないようですので、次に、泉南市学校給食無償化関連補助金交付要綱の制定について、泉南市学校給食充実化支援補助金交付要綱の制定について、及び泉南市立小学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱の制定について、3件を大植教育総務課参事(学校給食センター所長)から報告をお願いします。

○**大植教育総務課参事(学校給食センター所長)** 初めに、日程第4、報告第2号、事務局報告(4)、泉南市立小学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱の制定についてなのですが、これにつきましては、昨日資料の差し替え

を急遽させていただくこととなりましたことを御詫びいたします。

本題に入らせていただきます。日程第4、報告第2号、事務局報告(2)、泉南市学校給食無償化関連補助金交付要綱の制定について、報告いたします。この要綱は、子育て世代への支援を強化する観点から学校給食費の負担軽減を図る対応として、国が2分の1、府が2分の1負担として、小学校児童1人1か月当たり5,200円の補助が交付されるということに関し、必要な事項を定めたものでございます。

次に、事務局報告(3)、泉南市学校給食充実化支援補助金交付要綱の制定について、報告いたします。この要綱は、物価高騰に伴う給食の食材費高騰分及び栄養摂取量を満たすための栄養価充実にかかる実費として必要な費用分を市が支援することに関し、必要な事項を定めたものでございます。補助額といたしましては、月額として、小学校は児童1人当たり低学年600円、中学年700円、高学年800円、中学校は生徒1人当たり1,600円となっております。

次に、事務局報告(4)、泉南市立小学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱の制定について、報告いたします。この要綱は、市立小学校給食無償化の実施に伴い、食物アレルギーにより学校給食を食することができず、恒常的に全部又は一部を欠食し代替措置を必要とする児童の保護者に対して、学校給食に要する経費相当額を補助することに関して、必要な事項を定めたものでございます。

以上、要綱につきましては令和8年4月1日施行、令和9年3月31日廃止としております。

以上です。

○**上中教育長** ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。よろしいですか。

次に、放棄した債権の報告について、小林教育サービス課長兼教育サービス係長お願ひします。

○小林教育サービス課長兼教育サービス係長
事務局報告(5)、放棄した債権の報告について、説明させていただきます。

資料は、4月14日に市議会に提出する内容のため、文言を微修正しており差し替えさせていただいております。訂正になって申し訳ございません。

泉南市債権管理条例第19条第1項の規定に基づき、次のとおり市の債権について放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。債権放棄年月日は令和8年3月31日、債権の名称は留守家庭児童会費です。債権放棄の事由は、第5号徴収停止後履行困難に該当いたします。放棄した債権の年度は平成30年度、金額は6,000円です。

以上、報告させていただきます。

○上中教育長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はいかがでしょうか。よろしいですか。

以上で本報告を終了いたします。

次に日程第5、議案第1号、泉南市立学校給食センター設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本議案の説明を、大植教育総務課参事(学校給食センター所長)からお願いします。

○大植教育総務課参事(学校給食センター所長)

日程第5、議案第1号、泉南市立学校給食センター設置条例を廃止する条例について説明いたします。

1ページを御覧願います。本条例の廃止理由につきましては、令和7年7月31日をもって、泉南市立学校給食センターでの市立小学校給食の調理を終了したことから、令和8年第2回泉南市議会定例会において議案を提出するため、泉南市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、提案するものでございます。

2ページを御覧願います。泉南市立学校給食

センター設置条例の廃止について、提出いたします。

3ページを御覧願います。泉南市立学校給食センター設置条例を廃止する条例でございます。なお、附則第1項で条例の施行期日を令和8年7月1日とし、第2項では報酬及び費用弁償条例の一部を改正し、別表学校給食センター運営委員会委員の項を削ることを規定しております。

以上です。

○上中教育長 ただいまの説明に対して、御質問・御意見等はいかがでしょうか。よろしいですか。

はい、ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本議案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上中教育長 全員異議なしと認めます。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第2号、泉南市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。本議案の説明を西山教育総務課長からお願いします。

○西山教育総務課長 日程第6、議案第2号、泉南市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について、御説明させていただきます。

議案第2号を御覧ください。提案理由といたしまして、泉南市立学校給食センターの廃止に伴い、泉南市教育委員会事務局の内部組織の改編及び職を整備するため、泉南市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条第1項第8号の規定により、提案するものでございます。

変更点につきましては、議案書2ページ、3ページに記載しておりまして、別添補助資料の

泉南市教育委員会事務分掌規則新旧対照表の下線部につきまして変更となっておりますので、御確認をよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上中教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本議案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上中教育長 全員異議なしと認めます。よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第3号、泉南市立学校給食センター運営委員会規則を廃止する規則についてを議題といたします。本議案の説明を、大植教育総務課参事(学校給食センター所長)からお願いします。

○大植教育総務課参事(学校給食センター所長) 日程第7、議案第3号、泉南市立学校給食センター運営委員会規則の廃止について、説明いたします。

1ページを御覧願います。本規則の廃止理由につきましては、令和8年第2回泉南市議会定例会において、令和8年7月1日付で泉南市立学校給食センター設置条例を廃止する議案を提出する予定であり、併せて同条例第6条に規定する泉南市立学校給食センター運営委員会を廃止する必要があるため、泉南市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条第1項第8号の規定により提案するものでございます。

2ページは、その泉南市立学校給食センター運営委員会規則を廃止する規則でございます。なお、附則第1項で本規則の施行期日を令和8年7月1日と規定しております。

以上です。

○上中教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。本議案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上中教育長 全員異議なしと認めます。よって、議案第3号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第4号、泉南市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。本議案の説明を西山教育総務課長からお願いします。

○西山教育総務課長 日程第8、議案第4号、泉南市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、御説明させていただきます。

議案書1ページを御覧ください。提案理由といたしまして、泉南市教育委員会事務分掌規則の一部改正による教育総務課学校給食センター係の廃止に伴い、登録している公印について整理する必要があるため、泉南市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条第1項第8号の規定により、提案するものでございます。変更点につきましては、議案補助資料、泉南市教育委員会公印規程新旧対照表の37ページ及び44ページに給食センターの印及び給食センター所長の印が削除されておりますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上中教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第4号を採決いたします。

お諮りします。本議案を承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上中教育長 ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、議案第4号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第5号につきましては、個人情報を含む案件であるため、泉南市教育委員会会議規則第8条第1項の規定により、秘密会として議論することを発議します。

議論を公開しない秘密会にするには、泉南市教育委員会会議規則第8条第1項の規定により、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数の議決を要し、かつ、同条第2項により、討論を行わないでその可否を決しなければならないことと規定されております。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号については、公開しない秘密会により議論をすることに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上中教育長 全員異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、秘密会により議論することに決定いたしました。

(ここから秘密会)

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(ここまで秘密会)

○上中教育長 次に、日程第10、その他、令和8年度泉南市教育委員会関連行事等の日程予定について桐岡教育部長から説明があります。桐岡教育部長お願いします。

○桐岡教育部長 それでは、その他、令和8年度泉南市教育委員会関連行事等の日程予定について報告させていただきます。

まず、1. 行事予定として3件掲載しております。1つ目、令和8年9月27日日曜日、泉南オープンウォータースイミング大会2026を開催予定しております。なお、今回は令和9年5月末に開催予定のワールドマスターズゲームズ2027関西泉南大会のプレ大会の位置づけとなっております。2つ目、10月4日日曜日、英語検定を泉南市内の準会場にて実施予定して

おります。3つ目、令和9年1月10日日曜日、三連休の中日となりますけれども、午後から泉南市二十歳のつどいを2部制で開催予定をしております。

それから、2. 令和8年度の始業式、終業（修了）式の日程は記載のとおりでございます。

続きまして、3. 学校の学期及び休業日については、下記の記載のとおり決定しておりますので併せて御報告させていただきます。

以上で、令和8年度泉南市教育委員会関連行事等の日程予定について報告となります。

○上中教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんでしょうか。今年度の日程ということで、よろしいですか。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これまでの報告、議案のほかに御質問、御意見等はございませんでしょうか。よろしいですか。

ないようでしたら、次回、泉南市教育委員会会議令和8年第5回定例会の日程について、お諮りしたいと思います。

原則、第3水曜日の前後としておりますが、日程について、西山教育総務課長から提案をお願いします。

○西山教育総務課長 それでは私から、次回第5回定例会の開催日につきまして、提案させていただきます。

原則、第3週水曜日ではございますが、他にも調整いたしまして、5月の第4週金曜日である、5月22日の15時から開催ということで提案させていただきます。いかがでしょうか。

○上中教育長 事務局から提案があった日程でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○上中教育長 それでは、次回の教育委員会会議定例会の開催日時は、令和8年5月22日（金）

15時からいたします。

以上をもちまして、泉南市教育委員会会議令和8年第4回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後5時04分閉会

署 名 （ ）

（ ）